

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る 予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価及びパブリック・コメントの実施について

区では、予防接種事務に関する個人番号利用事務を平成28年1月に開始するにあたり「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)に基づき、「予防接種事務」の評価書(基礎項目評価書)を作成し、平成27年度に特定個人情報保護評価を実施した。

今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種は全住民を対象としている。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務は、国の示す指針に従い実施するため、集団接種の実施等その事業計画が、既存の「予防接種事務」と大きく異なる。

したがって、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、既存の「予防接種事務」の評価書(基礎項目評価書)とは別に新規の評価書として作成し、評価を実施する。

については、下記のとおり新宿区パブリック・コメント制度を活用し、全項目評価書(素案)に対する意見を募集する。

記

1 対象事務及び経緯

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務

令和元年5月に「番号法」が改正され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種が情報連携の対象に追加された。情報連携する実データは現時点ではないが、令和3年6月からマイナンバーを活用した情報連携が可能となっている。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務(VRS関連)

国のクラウドシステム「ワクチン接種記録システム(VRS)」は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、マイナンバーで紐づけし、自治体がワクチン接種の状況を可能な限り逐次把握することを支援するため構築された。令和3年4月から運用を開始しており、現在まで運用されている。

本来であればシステムの運用前に、特定個人情報保護評価を事前に実施する必要があるが、VRSに関連する事務については、「特定個人情報保護評価に関する規則」第9条第2項の「緊急時の事後評価」の適用対象となり得ると国及び個人情報保護委員会が見解を示したため、事後的に評価を実施する。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務(予防接種台帳管理システム関連)

従来の予防接種事務においてマイナンバーを活用した情報連携が行われている予防接種台帳管理システムに、新たに新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務が加わり、令和4年6月から情報連携が開始される予定である。

2 事業概要

資料1のとおり

3 予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価

(1) 対象事務の根拠規定

- ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種
 - ・ 番号法第9条第1項、別表第一 93の2項
- イ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（VRS 関連）
 - ・ 番号法第9条第1項、別表第一 10項
 - ・ 番号法第19条第15号（予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ）
 - ・ 番号法第19条第5号（委託先への提供）
- ウ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種台帳管理システム関連）
 - ・ 番号法第9条第1項、別表第一 10項

(2) しきい値判断

令和3年4月1日現在の住民基本台帳に基づく対象者数（全区民）が344,577人であることから、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第4条の規定に基づき『基礎項目評価』及び『全項目評価』を実施する。（「しきい値判断のフロー図」（資料2））

(3) 特定個人情報保護評価書（素案）

「基礎項目評価書」（資料3）及び「全項目評価書」（資料4） ※「全項目評価の概要」（資料5）

4 パブリック・コメントの実施

「特定個人情報保護評価指針」及び「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第6条の規定に基づき、以下のとおり新宿区パブリック・コメント制度を活用し、特定個人情報保護評価書（素案）に対する意見を募集する。

(1) 実施期間

令和3年11月15日（月）～令和3年12月14日（火） 30日間

(2) 周知方法

広報新宿（令和3年11月15日号）及び区ホームページにおいて意見募集を掲載

(3) 閲覧資料

- 意見募集概要（資料6）
- 特定個人情報保護評価書（素案）（基礎項目評価書：資料3、全項目評価書：資料4）
- 全項目評価の概要（資料5）
- 用語解説（資料7）
- 新宿区パブリック・コメント意見用紙（資料8）

(4) 閲覧・配布場所

保健予防課（第二分庁舎分館1階）、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館及び区ホームページ

(5) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び区ホームページにおいて受付

5 今後のスケジュール(予定)

令和3年	11月5日(金)	政策経営会議
	11月10日(水)	福祉健康委員会へパブリック・コメント実施報告
	11月11日(木)	情報公開・個人情報保護審議会へ評価書(素案)を報告
	11月15日(月)	パブリック・コメント開始(広報新宿11/15号に掲載)
	12月14日(火)	パブリック・コメント終了
	12月上旬～	第三者点検、評価書再調整
	12月下旬	
令和4年	1月6日(木)	調整会議
	1月14日(金)	政策経営会議
	2月3日(木)	情報公開・個人情報保護審議会へ評価書を報告
	2月8日(火)	福祉健康委員会へ評価書を報告
	2月	個人情報保護委員会へ評価書を提出
	2月	評価書の公表
	2月	システム改修
	6月	情報提供ネットワークシステムへの連携開始 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種及び 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種)